条例で規定する鳥獣保護区等の標識の寸法について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(以下「法」という。)に基づき、鳥獣保護区等、 鳥獣の捕獲を規制する区域には、標識を設置することとなっている。地域主権一括法の施行 に伴う法の改正により、その標識の寸法については、環境省令の定めを参酌して都道府県が 条例で定めることとなった。

愛知県では鳥獣に関する条例がないため、新たに標識の寸法を規定する条例を制定する必要がある。

1 対象となる標識を設置する区域

区域名称	県内指定数
指定猟法禁止区域(法第 15 条)	1ヶ所
鳥獣保護区(法第28条)	67ヶ所
鳥獣保護区特別保護地区(法第29条)	4ヶ所
休猟区(特例休猟区を含む)(法第34条)	8ヶ所
特定猟具使用禁止区域(法第35条)	136ヶ所
特定猟具使用制限区域(法第35条)	なし
特別保護指定区域(法施行規則第37条)	なし

2 環境省令で規定する寸法

別紙のとおり

資料2-2

3 条例で規定する寸法

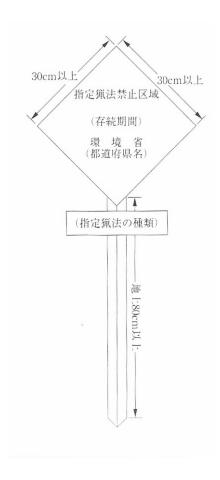
環境省令で規定する寸法と同じとする。

<理由>

- ① これまで環境省令により全国統一の規格で設置されており、寸法を変更すると狩猟者が誤認する可能性がある。
- ② 猟場では離れた場所から標識を確認することもあり、広く狩猟者に認識されている 現在の寸法を変えると、視認しにくくなる恐れがある。
- ③ 標識の設置作業の委託先であり、狩猟者団体でもある(社)愛知県猟友会会員に、標識の寸法についてアンケートをしたところ、現在の寸法で問題があった事例はなく、 今のままでよいという意見であった。
- 4 今後のスケジュール
 - 7月2日 環境審議会自然環境部会
 - 7月上旬 答申
 - 9月 9月議会へ条例案提出
 - 10月 議決、条例公布

環境省令で定める標識の寸法

(1) 指定猟法禁止区域(環境省令様式第四)



<備考>

- 一 立竹木等に固定させる場合にあっては、地上 150 c m以上の場所で固定させること。
- 二 支柱を用いる場合にあっては、支柱の地上部分の長さは80cm以上とし、支柱の先端部分は、地中に埋め込むか、又は、コンクリート等で包み込むことにより移動しないようにすること。
- 三 制札への英語表記は必要に応じて行うものとし、表記を行う場合の英文は次のとおりとする。

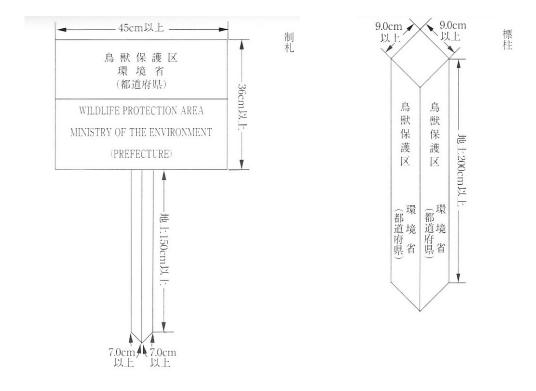
指定猟法禁止区域 Designated Way of Hunting Prohibited Area ※指定猟法の例

鉛製散弾の使用禁止 No Hunting with Lead Shot

- 四 制札にシールを用いる場合にあっては、容易に剥離、汚損及び色あせしない素材とする こと。
- 五 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であって、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りではない。

別紙

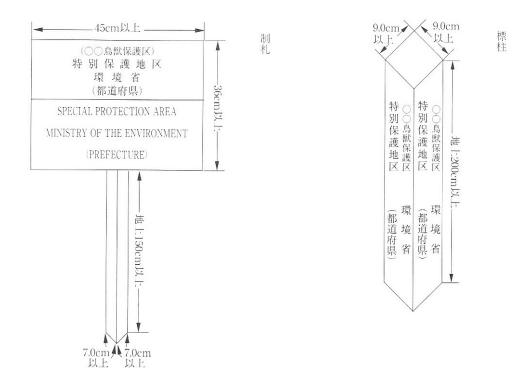
(2) 鳥獣保護区(環境省令様式第八)



<備考>

- 一 制札への英語表記は必要に応じて行うものとし、表記を行う場合の英文はWildlife Protection Area とする。
- 二 支柱の太さの寸法は、木材を使用する場合を示しているが、鉄材等を用いる場合にあっては、同程度以上の強度があれば寸法についてはこの限りではない。
- 三 標柱及び制札にシールを用いる場合にあっては、容易に剥離、汚損及び色あせしない素材とすること。
- 四 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であって、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りではない。

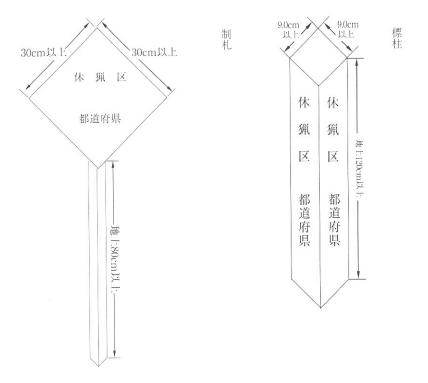
(3) 鳥獸保護区特別保護地区(環境省令様式第九)



<備考>

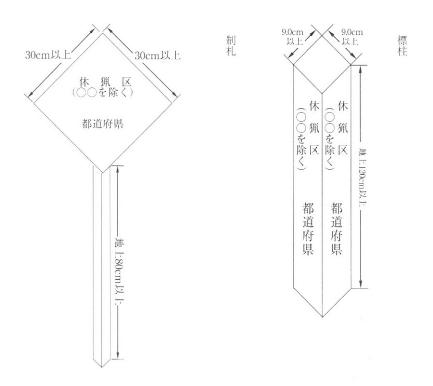
- 一 制札への英語表記は必要に応じて行うものとし、表記を行う場合の英文は Special Protection Area とする。
- 二 支柱の太さの寸法は、木材を使用する場合を示しているが、鉄材等を用いる場合にあっては、同程度以上の強度があれば寸法についてはこの限りではない。
- 三 標柱及び制札にシールを用いる場合にあっては、容易に剥離、汚損及び色あせしない素材とすること。
- 四 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であって、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りではない。

(4) 休猟区(環境省令様式第十一)



<備考>

- 一 立竹木等に固定させる場合にあっては、地上 150 c m以上の場所で固定させること。
- 二 支柱を用いる場合にあっては、支柱の地上部分の長さは80cm以上とし、支柱の先端部分は、地中に埋め込むか、又は、コンクリート等で包み込むことにより移動しないようにすること。
- 三 法第14条第1項の規定に基づき、都道府県知事が特定鳥獣に関し、捕獲等をすることができる区域を指定した場合には、次に掲げる様式の標識を設置すること。



- ※ ○○の部分には法第14条第1項の規定に基づき都道府県知事が指定した区域において捕獲等をすることができる特定鳥獣の種類を表記すること。
- 四 制札への英語表記は必要に応じて行うものとし、表記を行う場合の英文は次のとおりとする。

休猟区

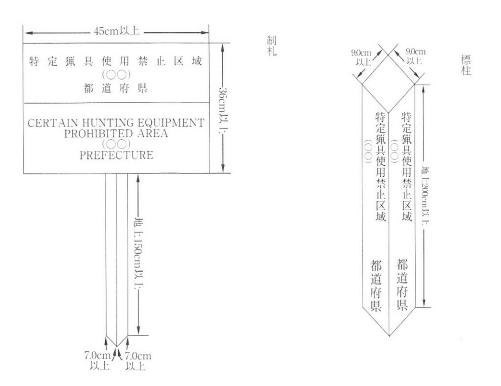
Temporary Game Preserve Area

休猟区のうち特定鳥獣に関し捕獲等をすることができる区域

Temporary Game Preserve Area (Except○○)

- ※ ○○の部分には捕獲等をすることができる特定鳥獣の種類を表記すること。
- 五 制札にシールを用いる場合にあっては、容易に剥離、汚損及び色あせしない素材とする こと。
- 六 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であって、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りではない。

(5) 特定猟具使用禁止区域(環境省令様式第十三)



<備考>

- 一 ○○の部分には、使用を禁止する猟具の種類を表記すること。
- 二 制札への英語表記は必要に応じて行うものとし、表記を行う場合の英文はつぎにとおりとする。

特定猟具使用禁止区域 Certain Hunting Equipment Prohibited Area

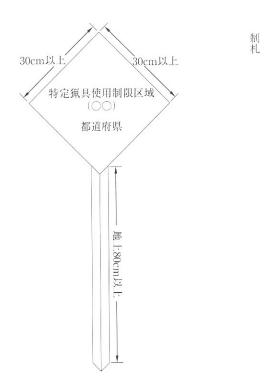
※特定猟具の例

銃 Gun

はこわな Box Trap

- 三 支柱の太さの寸法は、木材を使用する場合を示しているが、鉄材等を用いる場合にあっては、同程度以上の強度があれば寸法についてはこの限りではない。
- 四 標柱及び制札にシールを用いる場合にあっては、容易に剥離、汚損及び色あせしない素材とすること。
- 五 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であって、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りではない。

(6) 特定猟具使用制限区域(環境省令様式第十四)



<備考>

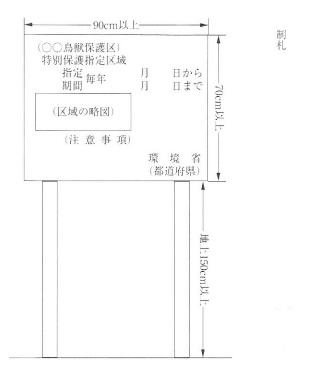
- 一 ○○の部分には、使用を制限する猟具の種類を表記すること。
- 二 立竹木等に固定させる場合にあっては、地上 150 c m以上の場所で固定させること。
- 三 支柱を用いる場合にあっては、支柱の地上部分の長さは80cm以上とし、支柱の先端部分は、地中に埋め込むか、又は、コンクリート等で包み込むことにより移動しないようにすること。
- 四 制札への英語表記は必要に応じて行うものとし、表記を行う場合の英文はつぎにとおりとする。

特定猟具使用制限区域 Certain Hunting Equipment Restricted Area ※特定猟具の例

銃 Gun

- 五 制札にシールを用いる場合にあっては、容易に剥離、汚損及び色あせしない素材とする こと。
- 六 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であって、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りではない。

(7) 特別保護指定区域(環境省令様式第十)



<備考>

- 一 注意事項には、区域を指定した趣旨及び令第2条各号に掲げる行為を行おうとする場合には環境大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない旨を記載すること。
- 二 制札への英語表記は必要に応じて行うものとし、表記を行う場合の英文はSpecial Restricted Protection Area とする。
- 三 標柱及び制札にシールを用いる場合にあっては、容易に剥離、汚損及び色あせしない素材とすること。
- 四 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であって、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りではない。